

執筆者:

E-mail  [木目田 裕](#)E-mail  [宮本 聡](#)E-mail  [西田 朝輝](#)E-mail  [松本 佳子](#)E-mail  [梅澤 周平](#)

目次

- I 企業不祥事を防ぐガバナンス—経営陣の視点から— / 木目田 裕
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて / 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

I 企業不祥事を防ぐガバナンス—経営陣の視点から—

執筆者: 木目田 裕

1 本稿の目的

私は長く弁護士として企業不祥事に対応してきたこともありまして、「企業不祥事を防ぐためのガバナンス」に関して、企業から相談を受けたり、講演等を依頼されることが多くあります。この場合に企業の皆さんの念頭にあるのは、往々にして「経営陣の視点から企業不祥事を防止するにはどうしたらよいか」です。

本来、企業不祥事防止の「ガバナンス」という言葉は、不祥事防止のための仕組みや態勢の在り方(つまり、コンプライアンス態勢や内部統制システム(以下、一括して「コンプライアンス態勢」と言います。))といった企業統治の仕組みという意味であり、「コンプライアンス」という言葉とほぼ同義であると考えておりますが、ときには、「経営陣がなすべきこと」という点に力点を置いて「ガバナンス」という言葉が使われる場合もあるため、このようなご相談等があるわけです。

そこで、本稿では、経営陣(取締役、監査役、執行役のほか、執行役員などの経営幹部も含む。以下同じです。)の視点から、企業不祥事を防ぐガバナンスについて若干の検討を行います。なお、本稿は網羅的・体系的検討を行うものでないことにつき、あらかじめお断りしておきます。

そもそも、「ガバナンス」以前に、経営陣自身が不正を行わないことが大前提です。それから、経営陣が、不正でなくても、ハラスメントまがいのことやルーズな接待交際費の使用などをしないことも大前提です。役職員はみな経営陣を見ているわけで、経営陣がそうしたハラスメントまがいのことやルーズな接待交際費使用等を行えば、役職員は「自分もこれくらいは許される」といった不正の正当化を生むこととなります。

2 コンプライアンス態勢の構築・運用

企業不祥事予防のガバナンスについて、「経営陣がなすべきこと」であっても、その具体的な内容は、結局のところ、「きちんとコンプライアンス態勢を構築・運用すべきである」ということに帰着します¹。企業不祥事を防ぐガバナンスにおける要はコンプライアンス態勢です。コンプライアンス態勢は、不祥事リスクや企業の業務に応じて個別具体的に検討する必要がありますが、基本は、「不正のトライアングル」という考え方にも見られるように、牽制・チェックを通じて不正の機会を可及的に減らすとともに、不正やそ

¹ コンプライアンスという言葉についても、一昔前は、法令遵守という狭い捉え方もありましたが、今では、コンプライアンスは、レピュテーションやその他のリスク管理を含むものであり、健全な社会常識や倫理感こそ重要であると捉えられています。金融庁の平成30年10月のディスカッション・ペーパー「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」で使われてから、チェックボックス型の法令遵守だけを見ているのでは不十分だということで、「コンダクト・リスク」という言葉も一般的に見受けられるようになりました。

の正当化を生まない組織風土や組織文化(以下、一括して「組織風土」と言います。)を構築していくことです。

どれも当たり前なのですが、経営陣としては、そのリーダーシップの下でコンプライアンス態勢を構築・運用していく必要があり、経営陣の観点で言えば、例えば、日頃の業務において常に牽制・チェックの仕組みを確保すること²、監査役監査や内部監査に必要なリソースを配分すること、三線ディフェンスの視点を踏まえつつ牽制・チェックが機能する組織構造を構築・維持すること、従業員は経営陣を見ているので経営陣が率先して不祥事を生まない組織風土作りに取り組んでいくこと等が求められます。

例えば、製品の品質や検査の不正の問題で言えば、採算が良くない製品で大がかりな検査設備を更新する設備投資などは、採算向上につながらない場合には、採算管理の責任を負っている現場ではその投資判断に二の足を踏んでもおかしくないの、経営陣が、ある意味での「守り」の設備投資であっても、それを現場に促すように積極的に介入していくことが必要なときがあります。また、品質管理や品質保証にも優秀な人材を厚く配置し、品質管理の専門家を育成していくことも、個別の事業部や工場の現場だけでの取組みには限界もあり、経営陣の積極的介入が求められます。

粉飾決算、カルテル、横領背任などといった、どの企業不祥事であれ、再発防止策として、内部監査機能の強化がよく挙げられます。欧米企業では内部監査部門が経営幹部への登竜門のひとつであると言われることがあります³。内部監査部門を強化するために優秀な人材を厚く配置する(さらに、賛否にはいろいろな議論があるのですが、事業部や経営企画等でも経験を積ませて経営幹部ないしその候補に育成していく)という人事の仕組みも、経営陣のリーダーシップがないと実現しないと思われま

3 過度の業績プレッシャーや過剰ノルマ

企業不祥事があると、発生原因として、過度の業績プレッシャーや過剰ノルマなどが挙げられることもあり、バランスの取れたノルマ等にするために経営の積極的介入が必要であると言われることもあります。ただ、ここは難しいところで、企業である以上、業績プレッシャーやノルマなどがあるのは当然のことであり、だからといって誰もが不正を行うわけでもありません。「過剰」や「過度」が問題だというのはその通りですが、目標は現状よりも高いところを目指すものであるだけに、何をもち「過剰」「過度」と判断するのも難しく、実際問題として、企業不祥事が起きた後に振り返って見て、いわば後付けで発生原因として指摘されるという面もあります。「経営陣が日頃から過度の業績プレッシャーや過剰ノルマになっていないかに注意を払うべきだ」という姿勢論として正しいものの、むしろ、過度の業績プレッシャーや過剰ノルマがあっても、それでも不正を発生させないように、牽制・チェックの仕組みをきちんと作るの方が実効性が高いと思います。

他方、同じ「過剰」「過度」であっても、製品の品質や検査の不正の問題では、「過剰」な出荷基準が、「自社製品の性能に実質的な問題はなく、出荷基準が無意味にハイスペックなだけだから、納期逼迫等の状況では、出荷基準未達の製品を出荷するのやむを得ない」といった不正の正当化の要因になりやすいので、是正する必要があります。製品の性能のばらつき等を斟酌するにしても、通常は、出荷基準は、本来の製品の規格や顧客仕様をベースにして、そこからあまり乖離させる必要もないはずであり、「過剰」「過度」の判断の尺度でもある点でも、業績プレッシャーやノルマとは状況が異なると思います。

4 コミュニケーションや風通しの良い職場、何かあれば声を上げやすい組織風土

企業不祥事を防ぐには、「コミュニケーションや風通しの良い職場」、「何かあれば声を上げやすい組織風土」を作る必要があります。最近では、従業員の心理的安全性の確保という言葉も見かけるようになりました。こうした組織風土作りも経営陣に求められる点としてしばしば指摘されます。経営陣がこうしたスローガンを掲げることそれ自体も重要ですが、難しいのは、具体的な方策です。どの企業もまさに手探りで模索しているところです。

最も重要なのは経営陣自身が不正を決して行わないというメッセージを繰り返して発信し、自らの日頃の言動でもそれを示すことです。そうすれば、役職員も「自分が不正について声を上げて会社も必ず自分を守ってくれる」と信頼して声を上げやすくなります。

² 牽制・チェックは特に大事です。本ニューズレター2022年11月30日号「企業不祥事の防止—機会の防止の重要性」で述べたように、不正の正当化は生じやすく、この正当化を防ぐことは容易でないので、正当化がなされても、それでも不正発生を防止できるように、牽制・チェックの仕組みを整備することが重要です。牽制・チェックの仕組みは、社内規程の整備、職務分離、承認権限の配分、証跡確保等であって、いわば外形的なことなので、組織風土の改革等と比較すると、業務フローの検証や監査等を通じて、改善しやすいと思われま

³ 「目立たぬ内部監査、海外では幹部の登竜門 リスクの芽を摘む 監査役との連携で効果高める」(日本経済新聞 2019年12月20日)参照

また、例えば、役職員としては「問題点を指摘するからにはその要因分析や解決策の方向性についても併せて上司等に提示するのが、在るべき仕事の姿勢だ」といった思いが強く、その結果、なかなか上司等に問題を即座に報告しにくいこともあります。そこで、「担当者が上司に問題を報告するとき上司は担当者に直ちに解決策を求めない」ことを中間管理職の行為規範とすべく、中間管理職を指導教育し、職場内にも周知する取組みが一例としてあります。あるいは、問題を指摘した担当者の心理的負担や物理的な対応負担を軽減するために、解決策の検討や顧客説明などについて、担当者にサポートをつけるようにし、声を上げればサポートがあることを周知して、職場に声を上げることの安心感を醸成する取組みもあります。

そのほかにも、昔ながらのやり方ではありますが、職場での飲み会や昼食会等の活用もあります。コロナ禍で、対面のコミュニケーションが減少していることや、担当者が業務を抱え込んでしまい、それが上司や同僚から見えにくくなっているとの指摘もあるところなので、コロナ情勢を見つつ、こうした昔ながらのやり方も大いに有効だと思います。

以上のような取組みは、役職員一人一人の日々の業務における意識や姿勢の改革、さらには、部署を超えた人事異動の活性化で業務に外部目線を入れたり、タコソボや silo を作らないといった制度論に至るまで、様々な取組みの積み重ねが重要であり、経営陣が、継続的に、風通しの良い職場や声を上げやすい組織風土を作ること社内を訴えかけ、制度改革をリードすることが求められるところです。

なお、声を上げやすくするという観点からは、制度論として、内部通報制度の活性化とともに、いわゆる社内リエンシー制度の導入なども往々にして検討対象になります。社内リエンシー制度とは、法令違反行為や就業規則違反等を行った従業員が、露見する前に自らそれを法務コンプラに申告して会社の調査に協力し、行いを改めるなど真摯に反省すれば、懲戒処分を科さない(あるいは懲戒処分を例えば二段階低くする)といった仕組みです。この社内リエンシー制度は、いわゆるモラル・ハザード問題もあるため、企業の現実の導入例では「懲戒処分を量定する際に斟酌する」、「懲戒処分を軽減できる」といった、情状酌量するという趣旨の制度にとどめている例が圧倒的多数であるように思いますが、実務でもっと活用する方策がないか、今後知恵を絞っていく価値はあると思います。

やや脱線しますが、職場の風通しの良さや雰囲気、チームワーク等を問うようなコンプライアンス意識アンケートは、私の実体験としても非常に有効です。アンケート結果について、社内の部署間で水平比較すると、特定の部署が特に結果が悪いことがあります。そうした特定の部署では、ハラスメントやその他の不正などの問題が起きがちです。実際に、問題が起きた部署について、後から振り返ってみると、何年もその部署がアンケート結果について社内でワースト1位とか2位だった、といったことがありました。だから、コンプライアンス意識アンケートで結果が特に悪い部署については、問題ないし不正の徴候があると捉えて、コミュニケーションの改善などに重点的に取り組んでいく必要があります。当たり前のことだと言われれば、確かにそうなのですが、私自身、少なからぬ数の案件で、こうしたアンケートの実効性を確認しています。それから、こうしたアンケートは匿名と顕名を状況に応じて使い分けていくことも重要であり、数年に一回程度は弁護士等の第三者を窓口とする顕名のアンケート(企業には情報提供者の特定につながる情報を秘匿する)を試してみることも有意義です。

5 最近の企業不祥事

最近の企業不祥事について、当該企業が公表した調査委員会等の報告書等に照らすと、不祥事を防ぐガバナンスとの関係で検討課題になる事案があります。

例えば、役員自身による不正の疑いがある事案で、その役員について、社内で接待交際費が最も高額であるとして問題視されていたのに、会社では接待交際の必要性や内容の妥当性等につき十分なチェックや管理が行われていなかったという事案がありました。たとえ役員であろうとも、接待交際の状況を含め、その行動管理が重要です。当該事案から離れた一般論ですが、役員に限らず、役職員一般について、その行動管理ができていれば、例えば、「金遣いの荒さから金銭面や生活面に不安がある。金に困って利欲犯的な不正を行うリスクがあるのではないか。」と不正の予兆を掴んで、当該役職員に対する指導や、リスクコントロールの観点からの配置換えや退職勧奨なども行うことができます。特に役員自身に対する行動管理は、まさに経営陣による不祥事予防のガバナンスの問題です。

そのほか、ビジネスモデル自体に無理があったために企業不祥事につながったとされた事案や、経営陣が行為の違法性を指摘する法務コンプラの進言を入れなかったとされた事案などもありました。いずれも、経営陣としては今後のために検討すべき事案であり、特に後者の事案との関係では、経営陣に対する牽制・チェック機能の強化や忖度の防止のために、日本企業も、いわゆる general counsel や CCO(Chief Compliance Officer)のように、法務コンプラ担当役員の常設化・強化(社長に次ぐ取締役とするなど)について、不祥事予防やリスク管理のガバナンスの観点から真剣に検討すべき時期に来ているものと思います。

なお、役職員のインサイダー取引の疑いが問題とされた事案で、複数の役職員について、会社に対する無届出での株式売買という社内ルール違反があったこと、異動した役職員が異動元の部署の電子データにアクセスできる状態がしばらく続くことがあつ

たことが指摘されていました。軽微な社内規程違反や報告・連絡漏れ等に対して十分な改善がなされなかったり、ルーズな作業や処理が放置されていると、大きな企業不祥事や事故につながります。この点、「割れ窓」理論と呼ばれる考え方があります。「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないとなり、やがて他の窓も全て壊される」というものであり、軽微な犯罪の放置が凶悪犯罪の発生につながるとして、ニューヨーク市が、落書き等の軽微な犯罪を徹底的に取り締まったことで治安が大幅に改善したと言われていました。ハインリッヒの法則(1:29:300=重大事故:軽微事故:インシデント)やヒヤリハットも、割れ窓理論と同様の考え方と言ってよいと思います。経営陣や中間管理職としては、こうした軽微な違反やルーズな処理を不祥事の予兆と捉えて、放置することなく、十分な改善を行うことが必要です。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2022年12月20日】

政府、経済安全保障推進法の「特定重要物資」として、11分野の指定を閣議決定

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/supply_chain.html

政府は、2022年12月20日、経済安全保障推進法の「特定重要物資」⁴として、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品の11物資を指定することを閣議決定しました。本法において、民間事業者は、特定重要物資の安定供給確保のための取組(生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発等)に関する計画を作成し、所管大臣の認定を受けることにより、安定供給確保支援法人等による助成等の支援を受けることができるとされています。

【2022年12月21日】

デジタル臨時行政調査会、アナログ規制の見直しに向けた工程表を公表

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>

デジタル臨時行政調査会は、2022年12月21日、「7項目のアナログ規制」⁵及び「フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令約1万条項の見直し方針及び見直しに向けた工程表を確定しました。デジタル臨時行政調査会は、これらの規制約1万条項につき、当該工程表に沿った見直しを実施することとし、法改正を要するものについては、2023年の通常国会における一括法案の提出に向け着実な準備を実施するなど、見直しに向けた取組を推進していくとしています。

⁴ 経済安全保障推進法7条において、「特定重要物資」とは、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資のことを指すとされています。

⁵ デジタル臨時行政調査会の2022年6月3日付け「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf)において、代表的なアナログ規制である、①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧を求める規制のことを指すとされています。

【2022年12月23日】

公取委、スタートアップをめぐる取引に関する調査結果を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223_startupchousa.html

公正取引委員会は、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」(以下「本指針」といいます。)⁶を踏まえた取引が行われているかどうかを把握するため、スタートアップ⁷5,655社と連携事業者・出資者計11,480社に対する書面調査を実施し、また、書面調査の結果を踏まえ、優越的地位の濫用等が疑われる事案について、スタートアップ37社へのヒアリング及び連携事業者・出資者13社への立入調査を実施し、これらの調査結果等を公表しました。公正取引委員会による、当該調査結果の評価及び調査結果を踏まえた対応は下記のとおりです。

(1) 調査結果の評価

- ・ 連携事業者が、「事業連携を検討している」又は「出資を検討している」と伝えてスタートアップとのミーティングの機会を求め、NDAを締結しないまま、当該スタートアップのビジネスモデルの重要な情報の開示を要請したり、事業連携の結果生じた知的財産権を合理的な理由なく自社に帰属するように要請したりする事例がみられた。また、出資者が、契約に定められていない報告書の作成を要請したり、第三者に委託して実施するデュー・デリジェンスの費用の負担を一方的に要請したり、投資契約書に規定された理由以外の理由によって株式の買取請求権を行使したりするなどの問題につながるおそれのある事例がみられた。
- ・ 連携事業者・出資者との交渉において本指針を活用しているスタートアップがみられた一方で、設立から日が浅いスタートアップほど本指針を認識していない傾向がみられた。連携事業者・出資者については、事業連携関係、出資関係を問わず、問題につながるおそれのある事例の中には、本指針の策定後に行われた事例や、スタートアップと交渉・やり取りしている事業部門の担当者まで本指針の内容が十分に伝わっているとはいえない状況がみられた。

(2) 調査結果を踏まえた対応

- ・ 特に設立から日が浅いスタートアップに対して、スタートアップによる本指針の活用の成功事例の紹介を含め、本指針を更に周知する。
- ・ スタートアップとの事業連携又はスタートアップへの出資の経験があるとの回答が多くみられた「化学工業」、「情報サービス業」、「銀行業」及び「金融商品取引業、商品先物取引業」の事業者団体に向けて、重点的に本指針を周知する。
- ・ スタートアップをめぐる取引についての情報収集に努めるとともに、独占禁止法に違反する事案については厳正に対処していく。

【2022年12月23日】

公取委及び総務省、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を改訂

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223denkitsushin.html>

公正取引委員会及び総務省は、2022年12月23日、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を改訂し、公表しました。本改訂指針は、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為として、新たに、「端末設備の製造業者は、利用者が移動体電気通信事業者を乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい」旨を定めています。

⁶ 本指針は、スタートアップと連携事業者との間のNDA、PoC契約、共同研究契約及びライセンス契約並びに出資者との間の出資契約において生じる問題事例とその事例に対する独占禁止法・競争政策上の考え方を整理するとともに、問題の背景及び解決の方向性を示すものです。

⁷ 成長産業領域において革新的な事業活動を行う事業者のうち、創業して数年から10年程度かつ未上場の企業を指すとされています。

【2022年12月27日】

金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

金融庁は、四半期開示及びサステナビリティ開示の今後の方向性等について、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討結果をまとめた報告書を公表しました。本報告書の主な内容は以下のとおりです。

【四半期開示】

- ・ 将来的に、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論する。
- ・ 四半期開示(第1四半期・第3四半期)について、金融商品取引法上の開示義務を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」すべく具体策を取りまとめる。
 - 当面は、四半期決算短信を一律に義務付け、今後の適時開示の充実の状況等見ながら、任意化について継続的に検討する。
 - 監査人によるレビューについては、任意とするが、会計不正等が発生した場合には、一定期間義務付ける。
 - 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施する。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については罰則の対象となり得る。
 - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の公衆縦覧期間を5年間へ延長する。

【サステナビリティ開示】

- ・ 国内のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中に位置づける。

【2022年12月28日】

消費者庁、「ステルスマーケティングに関する検討会報告書」を公表に対するパブコメ結果を公表

報告書: https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_005/assets/representation_cms216_221228_03.pdf

報告書案に対するパブコメ結果: <https://www.caa.go.jp/notice/entry/031692/>

消費者庁は、ステルスマーケティングに関する検討会報告書を公表しました。

この報告書では、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)5条では、優良誤認表示(同条1号)及び有利誤認表示(同条2号)のほか、指定告示で指定された表示(同条3号)について、不当表示として禁止しているところ、いわゆるステルスマーケティング広告については、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」として、指定告示に加えるべきであるとの整理がなされております。

【2023年1月6日】

日米政府、サプライチェーンの人権及び国際労働基準の促進に関するタスクフォース設置

<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230107003/20230107003.html>

日米両政府は、2023年1月6日、「サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関するタスクフォース」を設置するための協力覚書に署名しました。

本覚書では、企業によるサプライチェーン上の人権尊重や国際的に認められた労働者の権利の保護などの促進を目的としたタスクフォースを設置し、両国の関連法令や政策、執行実務等について情報共有をしていくことなどが定められています。

【2023年1月13日】

公正取引委員会、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)に対する意見募集を開始

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment.html

公正取引委員会は、2023年1月13日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)(以下「本考え方(案)」といいます。))に対する意見募集を開始しました。

本考え方(案)は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の考え方について検討を行うために2022年10月から12月にかけて開催された経済取引局長主催の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」での検討結果を踏まえて作成されたものです。本考え方(案)は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組のうち、温室効果ガスの削減等を目的とした、共同取組(自主基準の設定、共同研究開発、技術提携及びデータ共有等)、取引先事業者の事業活動に対する制限(取引先事業者の販売商品、販売地域、販売先及び販売方法等の制限)等について、独占禁止法上問題となる行為、問題とならない行為等の想定例を示しています。

【2023年1月19日】

一般社団法人全国銀行協会、「株式会社マネー・ロンダリング対策共同機構」の設立を公表

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n011903/>

一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」といいます。))は、2023年1月19日、同月6日付けで「株式会社マネー・ロンダリング対策共同機構」を設立したことを公表しました。

株式会社マネー・ロンダリング対策共同機構は、AML/CFT⁸業務の高度化・共同化を図ることを目的として設立され、銀行の取引モニタリング等システムから出力されるアラート等のリスク度合いについてスコア付けを行う「取引モニタリング等のAIスコアリングサービス」を提供することなどを予定しています⁹。

【2023年1月20日】

JPX、「TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」を公表

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0090/20230120-01.html>

JPXは、2023年1月20日、「TCFD¹⁰提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」(以下「本レポート」といいます。))を公表しました。

本レポートは、JPXが、JPX日経インデックス400構成銘柄(2022年10月末時点)を対象に、TCFD提言で開示が推奨されている11項目¹¹の開示状況について、調査対象企業の有価証券報告書、統合報告書/アニュアルレポート、ESG/CSR/環境/サステナビリティレポート、TCFDレポートにおいて該当する情報が記載されているかを確認する方法で実態調査を行い、その結果をまとめたものになります。

本レポートによれば、調査対象となった400社のうち、102社はTCFD提言の推奨する11項目全てに関する情報を調査対象媒体のいずれかで開示している一方で、82社はいずれの項目についても調査対象媒体において言及がなかったとのことです。

⁸ AML/CFTは、Anti Money Laundering/ Countering the Financing of Terrorismの略称であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策を意味します。

⁹ 全銀協「AML/CFT業務の高度化・共同化に係る新会社の設立について」<<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n101302/>>をご参照ください。

¹⁰ TCFDは、気候変動関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)の略称です。

¹¹ TCFDの提言では、「ガバナンス」(気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する)、「戦略」(気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。)、 「リスク管理」(気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。)、 「指標と目標」(気候関連リスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。))に関して、それぞれ奨励される開示内容合計11項目が示されています。詳細は、JPX「ESG情報開示枠組みの紹介」<<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/02.html>>をご参照ください。

また、本レポートには、業種別の開示状況についても記載されています。

【2023年1月20日】

経済産業省、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書(案)」を公表

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_payment/006.html

経済産業省は、2023年1月20日、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書(案)」(以下「本報告書(案)」)といたします。)を公表しました。

本報告書(案)は、サイバー攻撃やフィッシング詐欺の増加等を背景に、クレジットカード決済の更なるセキュリティ対策強化を図る必要があることを踏まえ、EC 加盟店、アクワイアラー、決済代行業者、クレジットカード番号等取扱業者等が、今後実行すべき情報漏えい防止策(脆弱性診断、ウイルス対策等)や情報漏えい時の対応(利用者への報告・公表の早期化等)、不正利用防止(ワンタイムパスワード・生体認証等による利用者確認等)等について紹介しています。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 